

東広島市立久芳小学校いじめ防止等に係る基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、児童・教職員・保護者・地域住民・関係機関等がいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

「東広島市立久芳小学校いじめ防止等に係る基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、及び、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び、「東広島市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応、更にそれらを実施するための体制について定め、全ての児童の健全育成及びいじめのない社会の実現に努める。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめの態様】

- ア：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ：仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ：軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ：ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ：金品をたかられる。
- カ：金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク：パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。そこで、学校長のリーダーシップのもと、児童・教職員・保護者・地域住民・関係機関等が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通りとする。

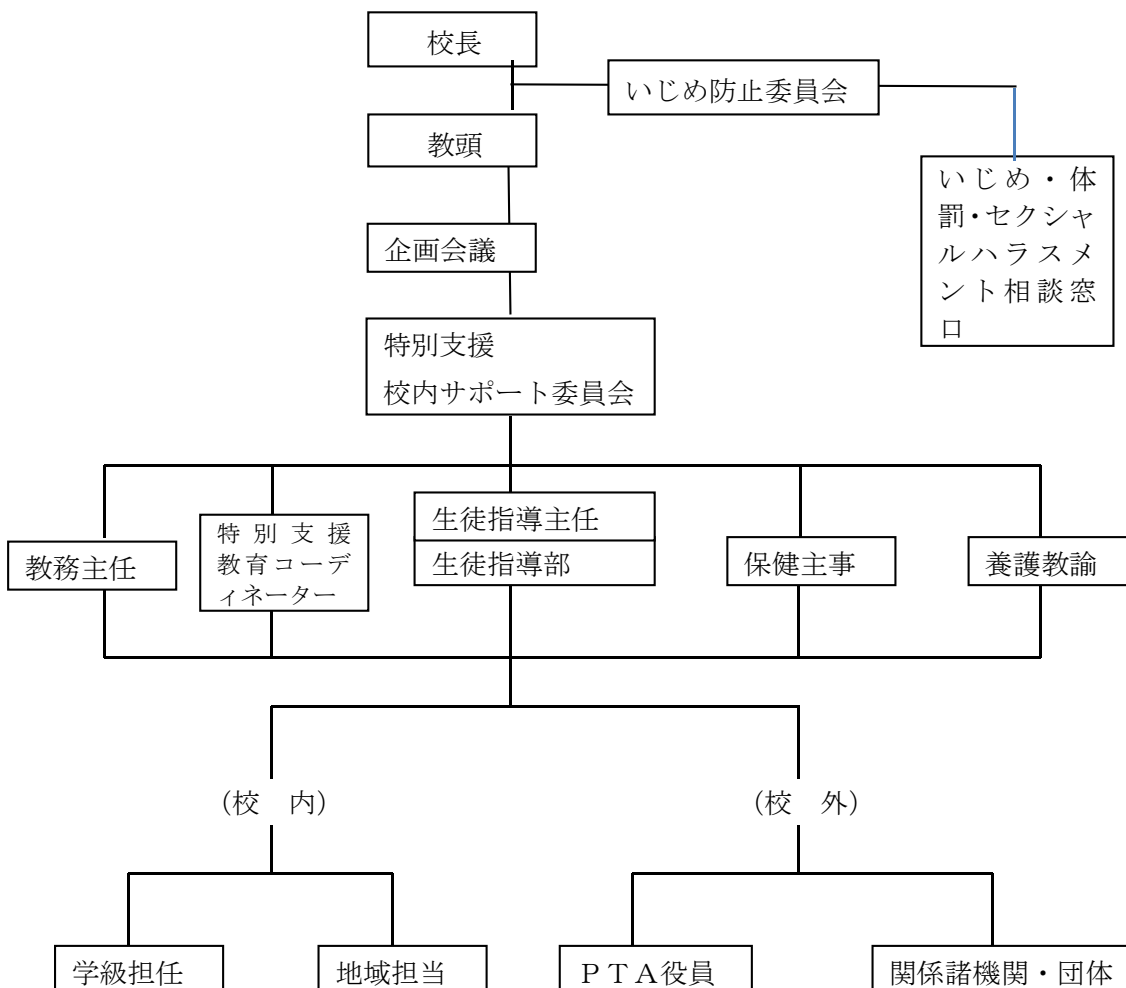
- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) 加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導をする。

- (3) 児童全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等においていじめをなくして
いこうとする雰囲気を醸成する。
- (4) いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、学校をはじめ広く地域
全体で真剣に取り組む。
- (5) 児童の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域住民市民が
それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。
- (6) 児童は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめ
を許さない社会の実現に努める。

4 実施体制

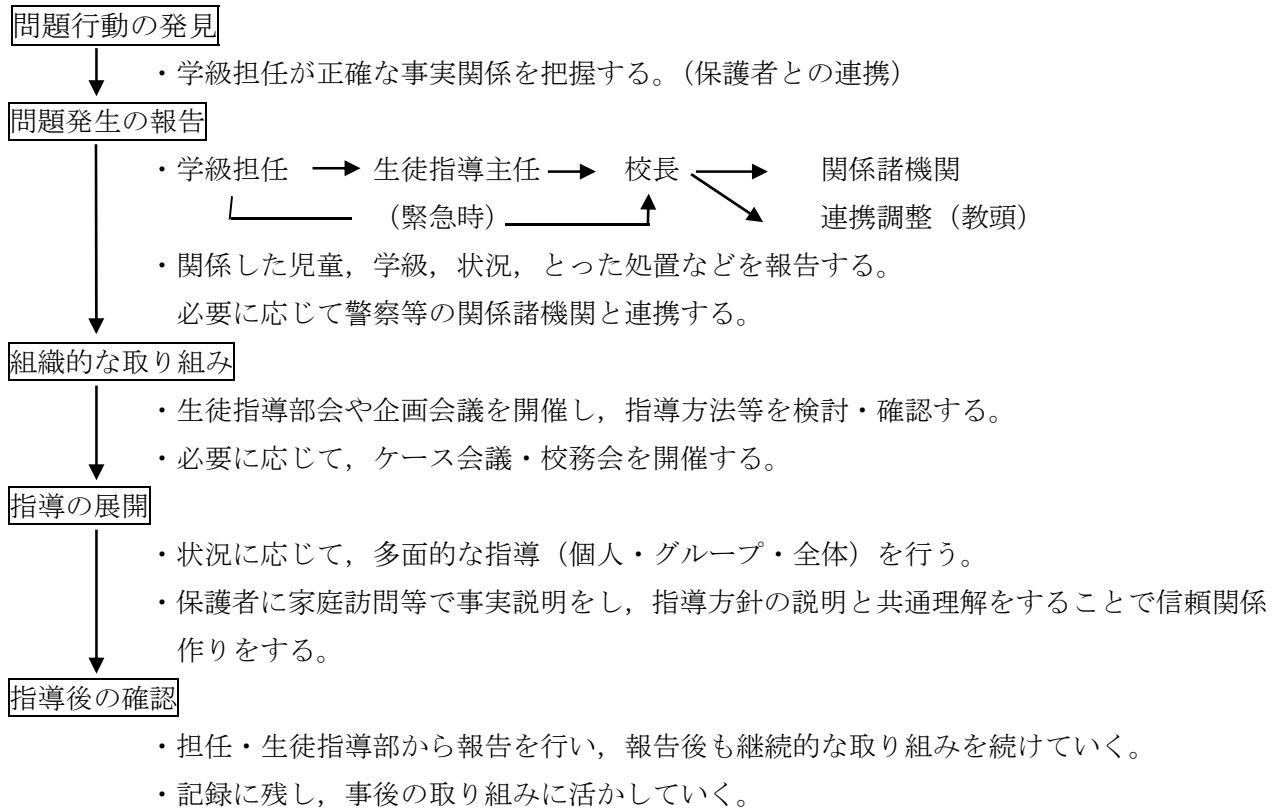
- (1) いじめ防止やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、校内に設置している「い
じめ防止委員会」を活用する。
- (2) いじめを把握した場合の対処の仕方について理解を深めるとともに、手順に沿って実施する。

校内生徒指導体制

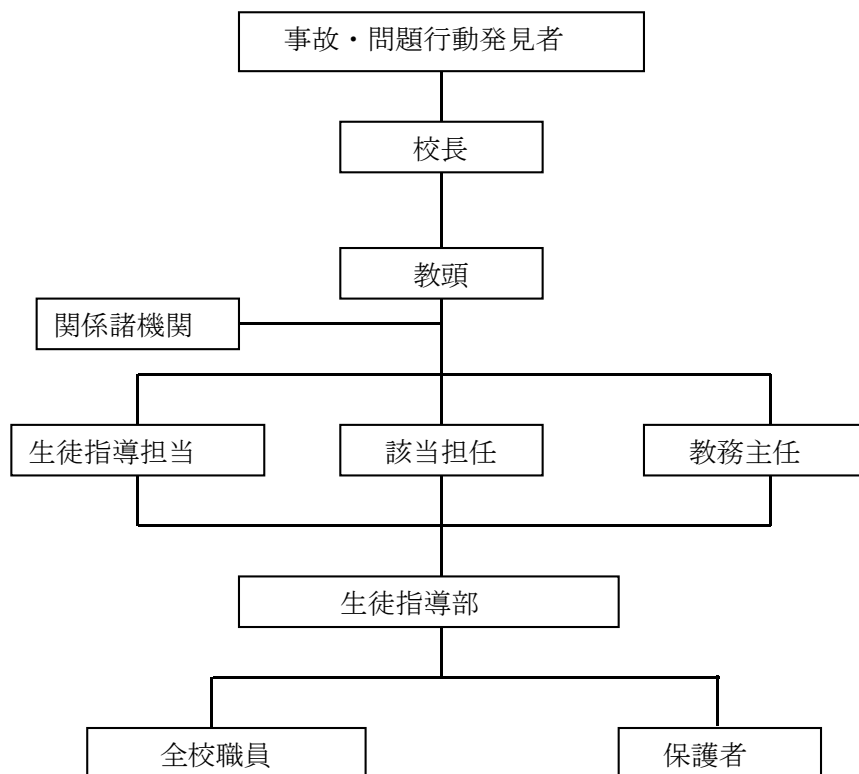


【実際の対応】

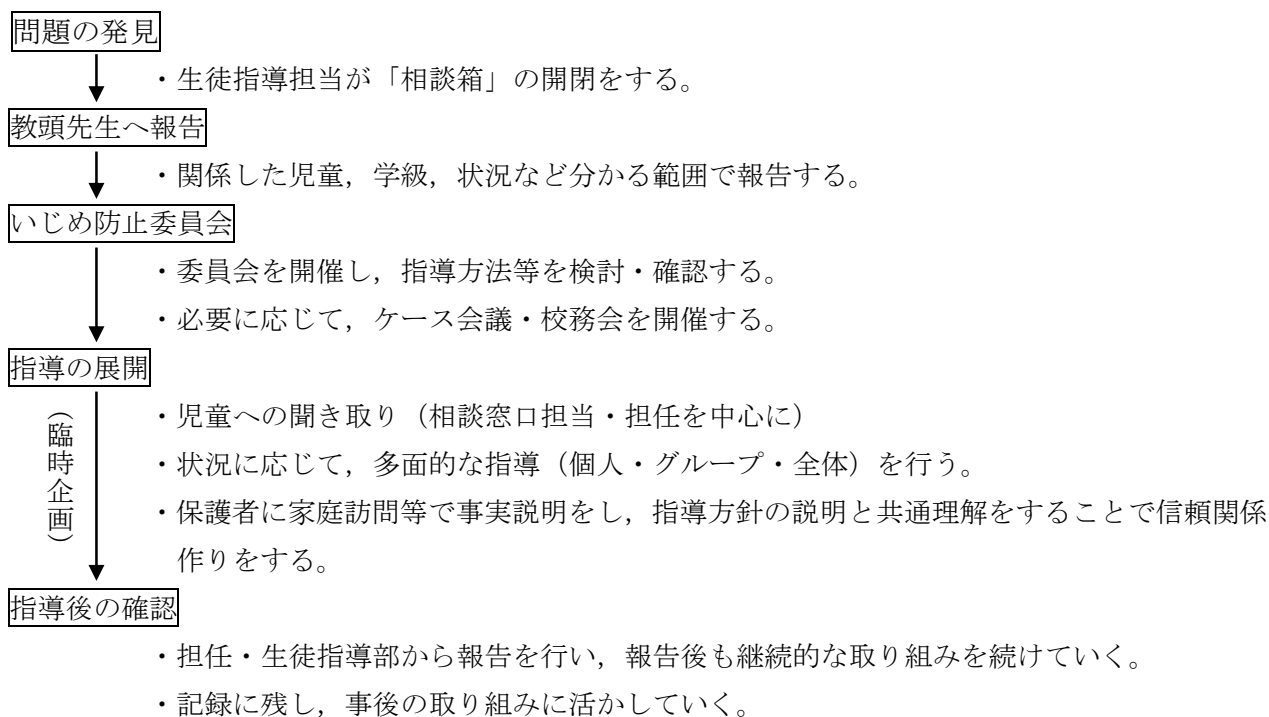
問題行動発生時の対応マニュアル



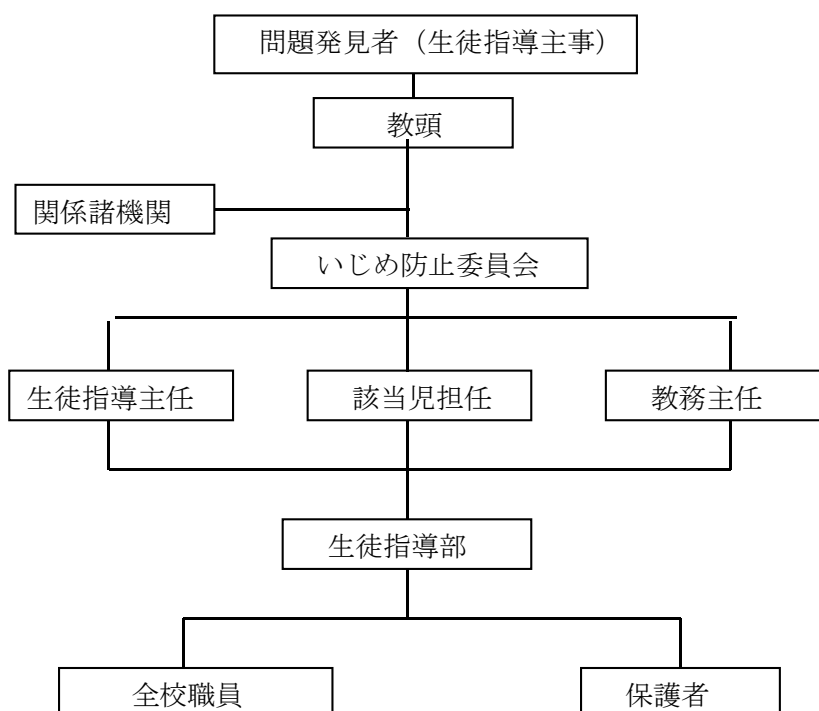
○緊急時における連絡体制



「相談箱」問題発生時の対応マニュアル

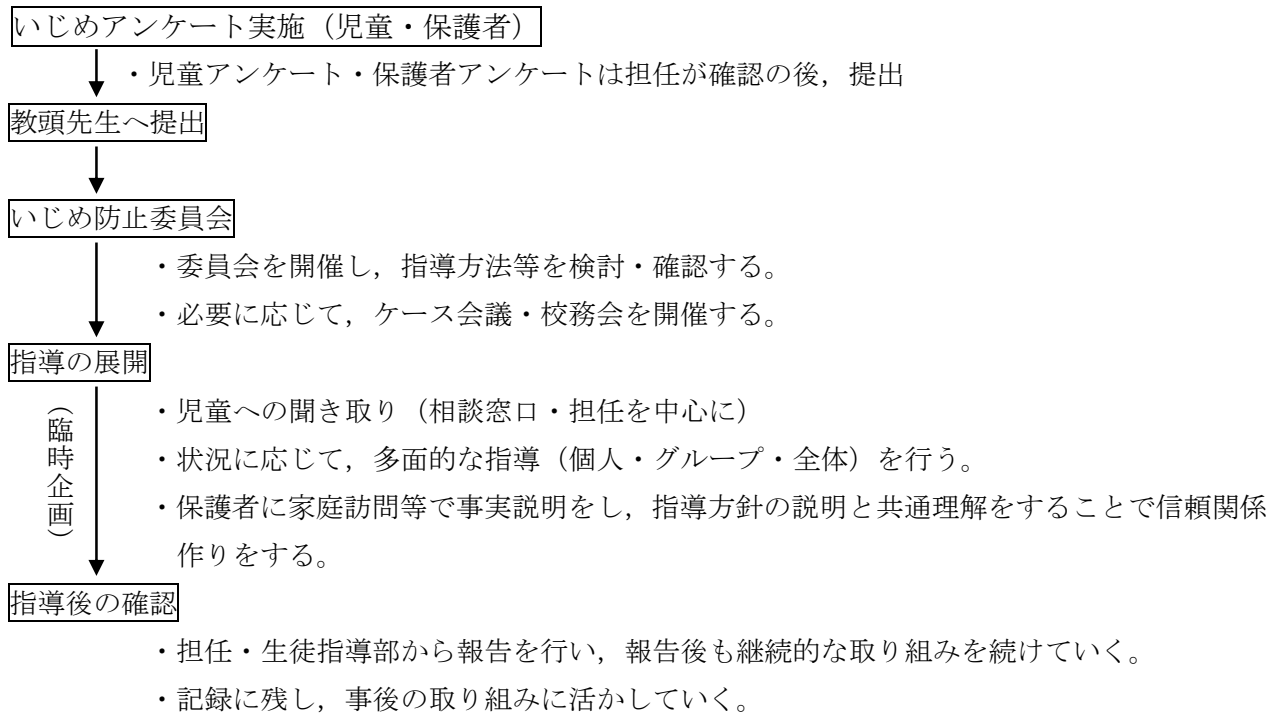


○緊急時における連絡体制

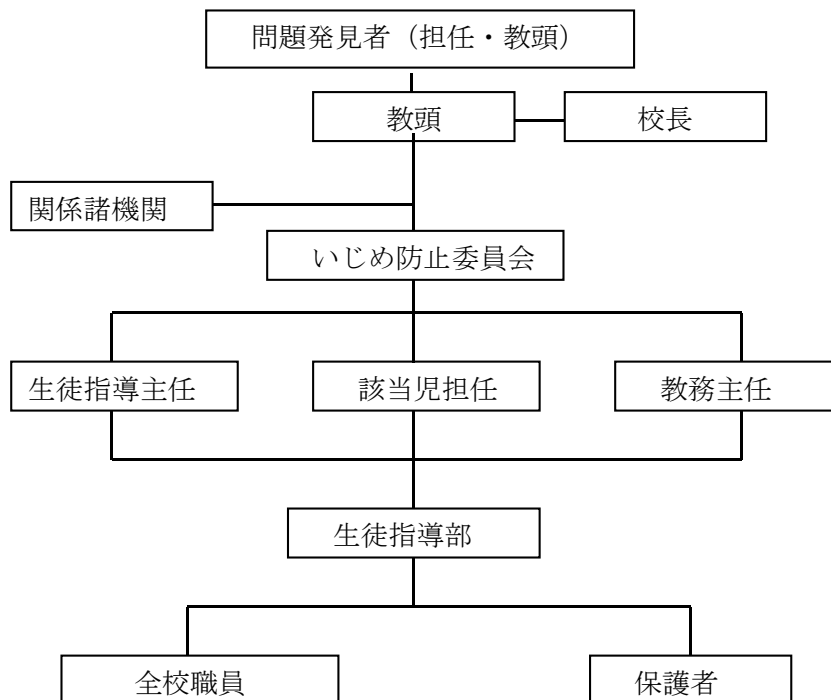


- ・個別指導
- ・学級（全校、登校班）指導

「いじめアンケート」問題発生時の対応マニュアル



○緊急時における連絡体制



- ・ 個別指導
- ・ 学級（全校，登校班）指導

5 いじめ防止等に係る具体的な対応

次の四つの視点で、計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

(1) いじめの未然防止

授業や行事等において生徒指導の三機能の機能化、人権教育・道徳教育の充実、開かれた学校づくりに心がけるとともに、開発的な生徒指導に留意して生徒の自己有用感や自己肯定感を培う。また、「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」生徒を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

児童が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、児童が相談したいという信頼関係を築いていく。また、普段から個々の教職員が情報収集と共通理解のもとに取組を実施する。また、定期的なアンケート調査（年2回）や教育相談、児童面談等を行ったり、相談箱を設置したりすることにより、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応する。

(3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止委員会」という。）等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

(4) 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、東広島市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが児童を見守るサポート体制を構築する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（法第28条）

【重大事態】

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態への対処

学校で重大事態が発生した場合には、いじめられた児童や情報を提供した児童を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容を、いじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。(法第28条第2項)

ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。

(法第30条第1項)

イ 「いじめ防止委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(法第28条第1項)

ウ 教育委員会は、調査の結果を踏まえて必要な措置を行う。

(法第30条第5項)

(3) 再調査の実施

市長が重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再度その調査結果について調査が行われる。(法第30条第2項)

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

(1) いじめ防止委員会において、前、後期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

(2) いじめ防止委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

生徒指導年間計画

月	P D C A サイクル	取 組	概 要
4	P D	・生徒指導部会（立案・検討） ・生活（生徒指導）朝会	・生徒指導重点目標に沿った推進計画 及び生活指導案を立案・検討・提出する。
5	D C	・児童会の活動 ・各学年の取り組み、実態交流	・生活目標における児童の様子を、児童会と連携しながら振り返り、呼びかけ、指導していく。 ・児童の実態を把握し、取り組みを分析する。

6	D C D	<ul style="list-style-type: none"> 生活（生徒指導）朝会 各学年の取り組み 防犯教室 非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導重点目標に照らして、児童の実態を把握する。 実地訓練を通して、防犯体制を学ぶ。
7	D C D A	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導朝会 児童会の活動 生徒指導部会（生徒指導推進計画の見直し） 第1回いじめアンケート（体罰・セクシャルハラスメント）実施（児童及び保護者） 休業前生徒指導・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 生活目標における児童の様子を、児童会と連携しながら振り返り、呼びかけ、指導していく。 実践の評価と前期中間までの課題について取り組みを分析する。
8	D C	<ul style="list-style-type: none"> 平和学習（全校登校日） 生徒指導研修 	<ul style="list-style-type: none"> 平和についての学習を深める。 具体事例を挙げての研修を実施する。
9	P D	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会（確認） 生活（生徒指導）朝会 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導具体的実践事項の確認をする。 夏休み明けの児童実態を把握する。
10	P C D	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会 各学年の取り組み・実態交流 生活指導の具体的実践計画・検討 児童生活アンケート1回目実施 生活（生徒指導）朝会 児童会の活動 	<ul style="list-style-type: none"> 前期の取り組みの集約・検討及び後期の取り組みの改善計画を作成し、提案する。 児童の実態を把握し、取り組みを分析する。 生活目標における児童の様子を、児童会と連携しながら振り返り、呼びかけ、指導していく。
11	D C	<ul style="list-style-type: none"> 生活（生徒指導）朝会 各学年の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 生活目標における児童の様子を、児童会と連携しながら振り返り、呼びかけ、指導していく。
12	D A	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめアンケート（体罰・セクシャルハラスメント）実施（児童及び保護者） 休業前生徒指導・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 児童実態から、実践の評価と後期中間の課題を話し合い、計画の見直しを行い取り組みの改善を図る。 生活目標における児童の様子を、児童会と連携しながら振り返り、呼びかけ、指導していく。
1	P D	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会 実態交流 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの検討・提案をする。 生活目標を提示し、指導をしていく。
2	D C	<ul style="list-style-type: none"> 生活（生徒指導）朝会 児童会の活動 児童生活アンケート2回目実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生活目標における児童の様子を、児童会と連携しながら振り返り、呼びかけ、指導していく。 児童の実態を把握し、取り組みを分析する。
3	C A,D C,P	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の取り組み・実態交流 休業前生徒指導・個人懇談 生徒指導部会（本年度のまとめと次年度の取り組み方針決定） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の実態を交流し、次年度に活かしていく。 学年末の休業中の心構え、きまりについて、学級・全校指導を行う。 年間の成果と課題を話し合い、次年度の取り組みの改善計画を検討する。

※1 か月ごとに生活目標について学年に合った目標を定め、児童の励みとなるよう継続的に指導を行う。

東広島市立久芳小学校 「いじめ防止等に関わる委員会」の設置要綱

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，9月28日施行）の施行に伴い，この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し児童が安心して通える学校づくりの一環として「いじめ防止委員会」を設置した。

1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「児童・生徒に対して，当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 いじめ防止委員会の設置の目的

いじめを未然に防ぎ，児童が安心して学校生活を送ることができるよう組織的，計画的に取り組むを推進する。

3 委員の構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当，特別支援コーディネーター，市教委の心のサポーター，養護教諭，その他校長が必要と認める職員を加えて構成する。

4 基本的施策

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ，「いじめ」は人間として絶対に許されない，また，どの学校でも，どの学年・学級でも，どの子どもにも起こりうるという認識に立ち，早期発見・早期対応に努め，解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- (1) いじめの未然防止に向けた体制整備及び取組を積極的に行う。
- (2) いじめの状況把握及び分析を計画的に行う。
- (3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援を行う。並びに学級担任を支援する。
- (4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援を行う。並びに学級担任を支援する。
- (5) いじめを行った児童に対する指導並びに学級担任を支援する。
- (6) いじめを行った児童の保護者に対する助言並びに学級担任を支援する。
- (7) 専門的な知識を有する者，組織等と積極的に連携を行う。
- (8) その他いじめ防等に係ることについて，組織的に行う。
- (9) 上記の内容について，速やかに校長へ報告する。
- (10) 校長は，相談の報告を受けた場合，速やかに事実を確認し，東広島市教育委員会学事課への報告等，必要な措置を講ずるものとする。

※ この要項に定めるものの他，いじめ防止等に係わる委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

5 年間活動計画

月	活動	活動内容	その他
4	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会の周知 職員研修	
5	いじめ防止委員会	職員個人面談 学級児童交流会	
6	いじめ防止委員会	学級児童交流会	学校関係者評価委員と連携
7	いじめ防止委員会	学級児童交流会 いじめアンケート実施6月末配布 (児童及び保護者) 児童個人面談	
8	いじめ防止委員会	職員研修	
9	いじめ防止委員会	学級児童交流会	
10	いじめ防止委員会	学級児童交流会 いじめ防止委員会の周知 職員研修	
11	いじめ防止委員会	学級児童交流会	学校関係者評価委員と連携
12	いじめ防止委員会	いじめアンケート実施11月末配布 (児童及び保護者) 児童個人面談 学級児童交流会	
1	いじめ防止委員会	職員研修 学級児童交流会	
2	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会の周知 学級児童交流会	学校関係者評価委員と連携
3	いじめ防止委員会	児童個人面談 学級児童交流会	

〈附 則〉

- 平成26年 4月10日施行
- 平成27年10月14日一部改正
- 平成28年 3月 3日一部改正
- 平成28年 4月20日一部改正